

決算確定申告事務についてのご案内

決算確定申告の時期となりました。函南町商工会では、皆様の税務申告についてのご相談に応じております。今年度も受付につきましては一旦資料をお預かりし、後日受け取りに来ていただく方法で対応させていただきます。事務処理に時間がかかる上、この時期は大変混雑いたしますので、お早めに下記資料をご持参の上お申込みください。

※発熱や咳等、体調がすぐれない方のご来所はお控えください。また、12時から13時は消毒・換気の時間(職員の体調維持のため)とするため、受付を休止いたします。

【税務指導受付期限】 令和7年2月24日(月)

【持参していただく資料】 お預けになる資料は紙袋等にまとめてご提出ください

*税務署からの『確定申告のお知らせ』はがき (封筒が届いた方は封筒)

*決算に関する諸帳簿 (現金出納帳・元帳・試算表)

*決算に関する期末整理事項 (売掛金、買掛金、未払金、棚卸 他)

*令和5年分決算書・確定申告書の控

*令和6年分源泉徴収簿及び源泉税納付書控

*令和6年中に支払った国民健康保険料の支払額のわかるもの

*令和6年中に支払った国民年金控除証明書 (添付が必要です)

*国民年金基金支払額証明書

*小規模企業共済掛金払込控除証明書

*生命保険料 (一般/介護医療/個人年金) 控除証明書

*地震保険料・旧損害保険料の控除証明書

- *住宅取得年末残高証明書、住宅借入金等特別控除申告書
- *決算書を作成する所得以外の収入金額のわかるもの（給与や年金の源泉徴収票等）
- *上記以外に決算及び確定申告の際に必要なと思われる書類等
- *配偶者特別控除を受ける場合は、配偶者の収入金額のわかるもの（源泉徴収票等）
- *配偶者控除や扶養控除を受ける際は対象者の収入確認を必ず行ってください。
- *申告者本人のマイナンバーカードまたは『通知カード』の写し+『運転免許証または健康保険証』の写し
- *控除対象配偶者・扶養親族（16歳未満含む）・事業専従者等のマイナンバー

【その他】

- ①インボイス制度開始に伴い、消費税申告が必要な方は決算・確定申告書作成の指導料にプラスし、消費税申告書作成（簡易課税・本則課税）の指導料を徴収いたします。
- ②本則課税のインボイス対応について、指導の受付は**2月24日**までとします。また、インボイス対応が不明なものについては、商工会では一切責任を負えませんので「簡易課税制度」の登録をご検討ください。
- ③決算書・確定申告書・手引きが必要な方は国税庁HPからダウンロードできます。
商工会窓口には**1/30以降**用意してあります。
- ④医療費控除を希望される方は、あらかじめ明細書の作成をお願いします。用紙は国税庁HPからダウンロードもしくは商工会窓口まで。
- ⑤今年度より決算書・確定申告書の控えに収受印の押印がされないため、収受印に代わるものが必要な場合は職員にお尋ねください。